

## 自衛隊内のセクハラ・性被害に関する意見書（案）

防衛省の内局職員が直接対応をおこなう「防衛省セクハラホットライン」と陸海空自衛隊や地方防衛局などに設置されている担当部署に寄せられたセクハラ相談件数が、2021年度に138件に達し、2011年度以降最多となりました。特にホットラインへの相談件数が2019年度以降急増しています。2022年4月の防衛省セクハラ防止研修会の資料によると、相談の半数は地位を利用した上司からの部下へのセクハラ行為だとしています。

自衛官のセクハラ・パワハラ被害の裁判に携わる佐藤博文弁護士は、「自衛隊のセクハラ被害は企業や他の官庁とはレベルが違う」と指摘し、「実態から見て相談件数が明らかに少ない。被害を申告すると部隊に情報が広がり、かえって二次被害を招きかねない。相談窓口第三者性も専門性もなく、調査や勧告などの実効性ある権限と結びついていないことが問題だ」と強調しています。

元陸上自衛官（五ノ井里奈さん）が昨年8月に複数の男性自衛官から受けた性被害を実名告発した事例も、加害者を強制わいせつ罪で告発したものの現場で見ていた他の隊員が誰も証言せず不起訴となりました。

自衛隊内部だけの対応では組織的な隠蔽や口止めの前に限界があり、深刻なセクハラ・性被害から自衛隊員の人権を守ることはできません。

よって政府および防衛省におかれては、セクハラ・性被害防止の徹底とともに、実効性ある防止策、相談窓口の拡充、第三者委員会による公正な調査を直ちに行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2022年9月 日

摂津市議会

（日本共産党提出）